（別紙　1　－　1）

【負担割合1割】

1.看護小規模多機能型居宅介護サービス利用料金表　　円/月

①	ご利用者の要介護度 サービス利用料金	要介護度1 132,685 円	要介護度2 185,643 円	要介護度3 260,967 円	要介護度4 295,985 円	要介護度5 334,809 円
②	介護保険から 給付される金額（9割）	119,416 円	167,078 円	234,870 円	266,386 円	301,328 円
③	サービスに係る 自己負担額（① - ②）	13,269 円	18,565 円	26,097 円	29,599 円	33,481 円

【負担割合２割】

2.看護小規模多機能型居宅介護サービス利用料金表　　円/月

①	ご利用者の要介護度 サービス利用料金	要介護度1 132,685 円	要介護度2 185,643 円	要介護度3 260,967 円	要介護度4 295,985 円	要介護度5 334,809 円
②	介護保険から 給付される金額（8割）	106,148 円	148,514 円	208,773 円	236,788 円	267,847 円
③	サービスに係る 自己負担額（① - ②）	26,537 円	37,129 円	52,194 円	59,197 円	66,962 円

【負担割合３割】

3.小規模多機能型居宅介護サービス利用料金表　　円/月

①	ご利用者の要介護度 サービス利用料金	要介護度1 132,685 円	要介護度2 185,643 円	要介護度3 260,967 円	要介護度4 295,985 円	要介護度5 334,809 円
②	介護保険から 給付される金額（7割）	92,879 円	129,950 円	182,676 円	207,189 円	234,366 円
③	サービスに係る 自己負担額（① - ②）	39,806 円	55,693 円	78,291 円	88,796 円	100,443 円

4.加算料金及び算定要件一覧

サービスの種類	自己負担額			算定要件
	1割負担	1割負担	1割負担	
初期加算	32 円/日	64 円/日	96 円/日	登録日及び30日以上の入院から戻った日から30日間
サービス提供体制加算Ⅰ	800 円/月	1599 円/月	2399 円/月	介護福祉士が70%以上又は勤続年数10年以上の介護福祉士が25%以上配置
サービス提供体制加算Ⅱ	683 円/月	1365 円/月	2047 円/月	介護福祉士が50%以上配置されていること
サービス提供体制加算Ⅲ	374 円/月	747 円/月	1120 円/月	介護福祉士が40%以上又は、常勤職員が60%以上か勤続年数7年以上が30%以上配置
総合マネジメント体制強化加算Ⅰ	1280 円/月	2559 円/月	3838 円/月	個別サービス計画について、他職種協働により随時適切に見直しを行い、地域における活動への参加の機会が確保されていること　必要に応じて生活支援のサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること
総合マネジメント体制強化加算Ⅱ	853 円/月	1706 円/月	2559 円/月	個別サービス計画について、他職種協働により随時適切に見直しを行い、地域における活動への参加の機会が確保されていること
科学的介護推進体制加算	43 円/月	86 円/月	128 円/月	利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身状況等に係る基本的な情報を、「３月に１回」厚生労働省に提出していること。サービス提供に当たって、情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
生産性向上推進体制加算Ⅰ	107 円/月	214 円/月	320 円/月	・Ⅱの要件を満たし、Ⅱのデータにより業務改善の取組による成果を示すデータが確認されていること ・見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること ・職員間の適切な役割分担の取組等を行っていること ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による成果を示すデータの提供を行うこと
生産性向上推進体制加算Ⅱ	11 円/月	22 円/月	32 円/月	・利用者の安全並び介護サービスの質の改善の確保及び職員の負担軽減等に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による成果を示すデータの提供を行うこと

訪問体制強化加算	1066 円/月	2132 円/月	3198 円/月	訪問サービスを担当する常勤の従業者を2名以上配置し、かつ延べ訪問回数が1月あたり200回以上であること（短期利用除く）

（別紙　1　－　2）

若年性認知症利用者受入加算	853 円/月	1706 円/月	2559 円/月	若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること
認知症行動・心理症状緊急対応加算（短期利用）	214 円/月	427 円/月	640 円/月	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期利用居宅介護を利用することが適当であると判断した者に対し、サービスを行った場合。
認知症加算Ⅰ	981 円/月	1962 円/月	2943 円/月	①認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の対象者数に応じて配置。②認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して専門的な認知症ケアを実施。③認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、介護・看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、事業所全体で研修、指導等を実施
認知症加算Ⅱ	949 円/月	1898 円/月	2847 円/月	認知症加算Ⅰ①②と認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催
認知症加算Ⅲ	811 円/月	1621 円/月	2431 円/月	認知症日常生活自立度Ⅲ以上の場合
認知症加算Ⅳ	491 円/月	981 円/月	1471 円/月	要介護2に該当し、認知症日常生活自立度Ⅱの場合
看護体制強化加算Ⅰ	3198 円/月	6396 円/月	9594 円/月	(I):(1)算定日が属する月の前3月間において、看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した利用者の占める割合が80%以上であること。 (2)算定日が属する月の前3月間において、看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、　　緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が50%以上であること。 (3)算定日が属する月の前3月間において、看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が 20%以上であること。 (4)算定日が属する月の前12月間において、看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が 1 名以上であること。 (5)登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者とて届出していること。
看護体制強化加算Ⅱ	2665 円/月	5330 円/月	7995 円/月	(Ⅱ):(I)の(1)～(3)までのすべてに適合すること
緊急時対応加算	825 円/月	1650 円/月	2475 円/月	利用者の同意を得て、24時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問・宿泊を必要に応じて行う体制にあること
専門管理加算	267 円/月	533 円/月	800 円/月	緩和ケアや褥瘡ケア等、専門の研修を受けた看護師などが指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合。
ターミナルケア加算	2665 円/月	5330 円/月	7995 円/月	在宅で死亡した利用者に対して、死亡日及び死亡日前14日以内に2日に対して訪問看護を行っている場合にあっては、1日）以上ターミナルケアを行った場合
遠隔死亡診断補助加算	160 円/月	320 円/月	480 円/月	在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、死亡診断加算を算定する利用者について、その主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合
排せつ支援加算Ⅰ	11 円/月	22 円/月	32 円/月	排せつに介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携た看護師が施設入所時等に評価を行いそれに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施していること。
排せつ支援加算Ⅱ	16 円/月	32 円/月	48 円/月	排せつ支援加算(I)の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、 ・施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない. ・又はおむつ使用ありから使用なしに改善していこ上。 ・又は施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去されたこと。
排せつ支援加算Ⅲ	22 円/月	43 円/月	64 円/月	排せつ支援加算(I)の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、 ・施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとた一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない。 ・又は施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去されたこと。 ・　かつ、おみつ使用ありから使用なしに改善していこ上
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	4 円/月	7 円/月	10 円/月	入所者ごとの褥瘡発生に係るリスクについて、入所時に評価するとともに3ヶ月に1度評価結果提出すこと
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	14 円/月	28 円/月	42 円/月	加算Ⅰの算定要件を満たし、褥瘡発生リスクがあるとされる入所者等に褥瘡の発生がないこと
特別管理加算Ⅰ	533 円/月	1066 円/月	1599 円/月	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態である利用者に対し、看護小規模多機能型居宅介護（看護サービスを行う場合に限る。）の実施に関する計画的な管理を行った場合。
特別管理加算Ⅱ	267 円/月	533 円/月	800 円/月	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等である利用者に対し、看護小規模多機能型居宅介護（看護サービスを行う場合に限る。）の実施に関する計画的な管理を行った場合。
栄養アセスメント加算	54 円/回	107 円/回	160 円/回	・利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同しで栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。 ・利用者ことの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
栄養改善加算	214 円/回	427 円/回	640 円/回	・利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び職形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。 ・利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。 ・利用者ごとの栄養ケア計画の進渉状況を定期的に評価していること。

口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	22 円/回	43 円/回	64 円/回	小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態に関する情報を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定してる場合にあたっては算定できない。

口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	6 円/回	11 円/回	16 円/回	小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態に関する情報を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定してる場合にあたっては算定できない。
口腔機能向上加算Ⅰ	160 円/回	320 円/回	480 円/回	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのぁる利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は提食･咻下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合。
口腔機能向上加算Ⅱ	171 円/回	341 円/回	512 円/回	口腔機能向上加算（I)の 取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること ※原則3月以内の期間に限り、月2回を限度。
退院時共同指導加算	640 円/日	1280 円/日	1919 円/日	･病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院に入院中又は入所中の者が、退院又は退所するに当たり、看護小規模多･退院又は退所後の初回の看護サービスを行った際に、1回(特別な管理を必要とする利用者については 2回)を限度として算定。
介護職員等処遇改善加算Ⅰ（イ）	所定単位数×17.1% ×10.66×0.1円/月	所定単位数×17.1% ×10.66×0.2円/月	所定単位数×17.1% ×10.66×0.3円/月	介護職員の賃金の改善等を実施しており、以下の当該基準の区分に従い、いずれかの加算を算定。 （Ⅰ）は、Ⅱに加え・経験技能のある介護職員を一定割合以上配置 （Ⅱ）は、Ⅲに加え・賃金年俸440万円以上が１人以上・職場環境の更なる改善、見える化 （Ⅲ）は、Ⅳに加え・資格や勤続年数に応じた昇給 （Ⅳ）は、1/2以上を月額賃金で配分・職場環境の改善・賃金体系等の整備及び研修の実施等
介護職員等処遇改善加算Ⅰ（ロ）	所定単位数×18.6% ×10.66×0.1円/月	所定単位数×18.6% ×10.66×0.2円/月	所定単位数×18.6% ×10.66×0.3円/月	
介護職員等処遇改善加算Ⅱ（イ）	所定単位数×16.8% ×10.66×0.1円/月	所定単位数×16.8% ×10.66×0.2円/月	所定単位数×16.8% ×10.66×0.3円/月	
介護職員等処遇改善加算Ⅱ（ロ）	所定単位数×18.3% ×10.66×0.1円/月	所定単位数×18.3% ×10.66×0.2円/月	所定単位数×18.3% ×10.66×0.3円/月	
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位数×15.6% ×10.66×0.1円/月	所定単位数×15.6% ×10.66×0.2円/月	所定単位数×15.6% ×10.66×0.3円/月	
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位数×12.8% ×10.66×0.1円/月	所定単位数×12.8% ×10.66×0.2円/月	所定単位数×12.8% ×10.66×0.3円/月	

5.減算料金及び算定要件一覧

過少サービスに 対する減算	所定単位数×30% ×10.66×0.1円/月	所定単位数×30% ×10.66×0.2円/月	所定単位数×30% ×10.66×0.3円/月	算定月における提供回数について、週平均1回に満たない場合、又は登録者(短期利用居宅介護費を算定する者を除く。)1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合は、所定単位数の 70%に相当する単位数を算定する。
業務継続計画 未実施減算	所定単位数×1.0% ×10.66×0.1円/月	所定単位数×1.0% ×10.66×0.2円/月	所定単位数×1.0% ×10.66×0.3円/月	以下の基準に適合していない場合。 ･感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること ･当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
高齢者虐待防止 措置未実施減算	所定単位数×1.0% ×10.66×0.1円/月	所定単位数×1.0% ×10.66×0.2円/月	所定単位数×1.0% ×10.66×0.3円/月	虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合 ･虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ･虐待の防止のための指針を整備すること。 ･従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ･上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
身体拘束廃止 未実施減算	所定単位数×1.0% ×10.66×0.1円/月	所定単位数×1.0% ×10.66×0.2円/月	所定単位数×1.0% ×10.66×0.3円/月	身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合 ･身体的拘束等を行う場合には、その熊様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。 ･ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。 ･ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること, ･介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
訪問看護体制減算 （要介護1～要介護3)	986 円/月	1972 円/月	2958 円/月	･算定日が属する月の前3 月において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、主治の 医師の指示に基づく看護サービスを提供した利用者の占める割合が 30%未満であること。
訪問看護体制減算 （要介護4)	1973 円/月	3945 円/月	5917 円/月	･算定日が属する月の前3月において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が 30%未満であること。
訪問看護体制減算 （要介護5)	3107 円/月	6213 円/月	9319 円/月	･算定日が属する月の前3月において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が 5%未満であること。
末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算（要介護1～要介護3)	986 円/月	1972 円/月	2958 円/月	主治の医師が、当該者が末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等により訪問看護を行う必要がある旨の指示を行った場合。
末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算（要介護4)	1973 円/月	3945 円/月	5917 円/月	
末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算（要介護5)	3107 円/月	6213 円/月	9319 円/月	
特別の指示により頻回に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算（要介護1～要介護3)	32 円/月	64 円/月	96 円/月	主治の医師が、当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の指示を行った場合
特別の指示により頻回に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算（要介護4)	64 円/月	128 円/月	192 円/月	

特別の指示により頻回に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算（要介護5）	102 円/月	203 円/月	304 円/月	

※　介護保険の計算上、1～9記載の金額よりも若干の誤差が生じる場合があります。

（別紙　1　－　4）

6.介護保険の給付対象とならないサービスの利用料金表

サービスの種類	自己負担額	内容
理髪サービス	実費相当額	委託業者により月1回実施
貴重品管理サービス	1日につき100円	金銭等の管理を依頼された場合
教養娯楽費	実費相当額	レクリエーション等に係る参加費及び材料費等
日用品費	実費相当額	日常生活用品の購入代金（嗜好品含む）
特別な食事	実費相当額	通常の食事とは別、又は追加で提供した場合
電化製品使用料	1製品、1日20円	持込のコンセントを使用する電化製品について
送迎・交通費	1ｋｍ　100円	通い、止まり、訪問以外の送迎等に要する費用